

定 款

株式会社 マキヤ

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マキヤと称し、英文ではMAK I YA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品の販売。
2. 電気器具、情報通信機器、電子計算機器、石油器具、ガス器具、冷暖房設備機器、給排水設備器具、給湯設備器具、消火設備器具、便器、厨房器具の販売および修理ならびに設備工事の請負。
3. 衣料品、洋品雑貨、小間物、靴、履物の販売。
4. 自動車、自動車用付属品、自転車の販売および修理ならびに加工。
5. 建築資材、塗料、木材、金物、工具器具の販売。
6. ペット、ペット用品、植物、園芸用品、肥料、飼料、工業用薬品、動物用医薬品、農業用薬品、毒物劇物の販売。
7. 玩具、文房具、書籍、事務用品、スポーツ用品、釣用品、レコード、楽器、レジャー用品の販売。
8. 医薬品、医薬部外品、医薬用具、衛生用品、化粧品、度量衡器の販売。
9. 貴金属、宝石、眼鏡、光学機器、美術工芸品の販売。
10. 食料品、酒類、飲料水、穀物、塩、煙草、切手、印紙、情報記録磁気プリントカード、商品券の販売。
11. 航空機、船舶などの輸送用機械器具の販売。
12. 前各号各商品の卸売、通信販売、レンタル業ならびに輸出入業。
13. 古物営業法による古物商。
14. レストラン、喫茶店、スポーツ施設、遊戯場、公衆浴場、結婚式場、宿泊施設、鍼灸マッサージ院、整体院、接骨院、スパ・エステティックサロンの経営。
15. 介護用品、介護機器の販売並びに介護保険法に基づく介護予防サービス事業。
16. クリーニング業及びその商品の配送業。
17. 広告、宣伝に関する企画並びに制作・販売。
18. コンピューターのソフトウェアの制作および販売ならびに賃貸。
19. 不動産の賃貸・売買・仲介・管理および駐車場の経営。
20. 有価証券の保有、売買並びにその他の投資事業。
21. 金銭の貸付、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買並びにその他の金融業。
22. 損害保険代理業、生命保険の募集業務。
23. 道路貨物運送業および旅行斡旋業。
24. 建築工事・電気工事の設計・監理・施工・請負並びに建築資材の販売に関する業務。
25. 倉庫業及び倉庫管理業務。
26. ビルメンテナンス業及びビルの管理業務。
27. 警備業法による警備業。

28. プロパンガス・灯油・潤滑油などの石油製品およびその他エネルギーの販売。
29. 医薬品の研究開発および製造・販売。
30. 清涼飲料水、ミネラルウォーター等の製造・販売に関する業務。
31. 労働者派遣事業。
32. 経営コンサルタント業。
33. 各種資格取得講習会、研修会、カルチャーセンターの主催および通信教育事業。
34. 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県富士市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,128,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において

ては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるとき随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、代理権を証する書面を株主総会の都度、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議

をもって選任する。

2. 当会社の取締役は、株主総会において発行済株式総数のうち、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任）

第22条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

2. 前項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（代表取締役および役付取締役）

第24条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項

は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は金 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第73期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、第73期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。